

現在調査中の事例

(事例の区分:調剤 発生要因:医薬品の名称類似、医薬品や包装の外観類似、医薬品包装表示・添付文書の要因)

No.	公財)日本医療機能評価機構へ報告された内容						PMDAによる 調査結果
	事例の詳細	背景・要因	薬局における改善策	処方された医薬品	間違えた医薬品	関連医薬品	
1	<p>インチュニブ錠1mgが処方された患者の母親から、「処方医から症状によって割って調節しながら飲んでほしいと説明があったが、薬情にはつぶさず飲むように書かれている。どうすればよいのか。」と質問を受けた。該当薬が徐放性製剤である事を認識していなかったため、処方医の指示どおり服用するよう伝えた。交付後に再度添付文書を確認し、徐放性製剤である事を確認し、電話にて患者の母親へ割って飲まないよう指導した。</p>	<p>交付者の知識不足による誤った情報を伝えてしまった事例である。</p>	<p>徐放性製剤の中でも商品名に記載が無いものもあるため、特に注意が必要な薬剤はリストアップして薬局内で情報を共有するなど対策をとる。</p>			<p>インチュニブ錠1mg</p>	<p>調査中</p>